

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワークの評価結果を公表します。

## 株式会社レノバの グリーンボンド・フレームワークに対して Green 1(F)を付与

評価対象 : 株式会社レノバ グリーンボンド・フレームワーク

### <グリーンボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

### 第1章: 評価の概要

株式会社レノバは、独立系再生可能エネルギーの発電、開発運営事業者。2000年にリサイクルワンとして設立（2013年に現在の称号に変更）、当初は環境・エネルギー分野での調査・コンサルティングを手掛けていたが、その後プラスチックリサイクル事業に参入、2012年に再生可能エネルギー事業に事業展開し、現在は再生可能エネルギー専門事業者として注力している。2017年に株式公開し、2018年に東証1部に上場。大規模太陽光、大型バイオマスなどの再エネ発電事業を開発・保有し、FIT（固定価格買取制度）を活用して売電収入を得るビジネスモデルで、案件の開拓から開発推進、資金調達、運開後の運営管理まで一貫して手掛ける点が特徴といえる。連結ベースでは発電所ごとに設立したSPCの集合体であり、当社は持株会社的な役割も担っている。

レノバでは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」というコーポレートスローガンの下、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設および運営を行っている。また、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」というビジョンを有し、2030年までに1,000万tのCO<sub>2</sub>削減というSDGsコミットメントの達成に向けて、着実に実績を積み重ねている。

今般の評価対象は、レノバが社債により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）であり、本フレームワークがグリーンボンド原則（2018年版）<sup>1</sup>およびグリーンボンドガイドライン（2020年版）<sup>2</sup>に適合しているか否かの

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

評価を行う。これら原則類は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）および環境省が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークによって調達された資金は、太陽光発電所、風力発電所、バイオマス発電所および地熱発電所の開発、建設・開発等の適格プロジェクトに関連する資金に充当される。また、レノバは本フレームワークで対象とする適格プロジェクトに関して、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じるとしている。以上より、JCR は本フレームワークで定める資金用途について、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

適格プロジェクトの選定については、本フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、レノバの財務・経営企画本部が選定し、執行役員 CFO にて決定される。グリーンボンドによって調達された資金はあらかじめ選定された個別の事業に全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本フレームワークについて、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

これらの結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。

本フレームワークは、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしている。

---

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020 年版 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンボンドの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、フレームワークで定められたグリーン適格資産が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <資金使途にかかる本フレームワーク>

当社は、再生可能エネルギー発電事業の専業事業者であるため、すべてのプロジェクトが一定のグリーン性を有していると考えている。中でも、出力規模、設計コンセプト、プロジェクト進捗等を総合的に検討したうえで、資金充当対象プロジェクトの選定を行う。また、当社は、当社の推進するすべての再生可能エネルギー発電事業に対し、統一の進捗管理、承認プロセスを適用している。資金充当対象プロジェクトは、現在事業開発中のものも含まれるが、事業化に際して求められる事項をすべて充足する見込みであることを前提とし、以下基準を設定する。

以下の基準を満たす国内外の再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電）及び関連施設の開発、建設・設置、運営及び維持管理に関する支出

- ・国内事業においては、経済産業省からの事業計画認定、電力会社の電力受給契約等の再生可能エネルギー発電事業の運営に必要な各種申請や手続き等が適切かつ適法に行われていること（またはその見込みであること）
- ・対象施設が建設・設置にあたり、環境影響評価手続き、森林法及び河川法等をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、適用される法令を確保したうえで必要となる手続きが行われていること（またはその見込みであること）
- ・対象施設の建設・設置にあたり、周辺住民等への事前説明を実施していること（またはその見込みであること）
- ・対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許認可の取得及び環境影響評価の手続きが適正であること（またはその見込みであること）
- ・プロジェクトへの投資が、関連するグリーンボンドの発行日から溯って 36 か月以内に実施されたものであること
- ・バイオマス発電及び地熱発電については、事業期間を通じて CO<sub>2</sub> の削減に貢献すること
- ・バイオマス発電の燃料については、日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達が行われていること

## ＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

### a. プロジェクトの環境改善効果について

#### i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー事業であり、環境改善効果が高い。

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトは、太陽光発電所や風力発電所といった再生可能エネルギー発電設備の開発、建設・設置、運営および維持管理を対象とするものである。太陽光発電・風力発電・バイオマス発電および地熱発電は化石燃料を代替することで CO<sub>2</sub> 削減効果を有するクリーンなエネルギーである。2016 年 11 月に発効したパリ協定では、今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げており、「脱炭素」を目指すためには太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの普及が不可欠である。太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・地熱発電等の再生可能エネルギーの導入は、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に貢献し、環境改善効果が高い。

資金使途の対象となるプロジェクトのうち、太陽光発電事業および洋上・陸上風力発電事業は、フレームワークに記載されているように関連する法令を遵守し、環境影響評価手続等を適切に行い、より確実に環境改善効果が発現されるものを対象としている。バイオマス発電事業は、燃料の調達・輸送時等において発生する CO<sub>2</sub> 排出量や、発電による CO<sub>2</sub> 排出削減量を勘案し、事業期間を通じて CO<sub>2</sub> 削減に貢献していることを条件として、適格クライテリアの対象としている。地熱発電設備は、当該設備の建設および運営に際し排出される CO<sub>2</sub> が 100g-CO<sub>2</sub>/kWh 未満であることを条件として、資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。バイオマス発電設備の燃料の調達について、レノバはパーム油を用いないこと、その他の燃料についても、日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達を行っていることを確認している。レノバは、再生可能エネルギー発電事業を開始した当初より、可能な限り多様な再生可能エネルギーを取り扱い、電源構成の多様化および再生可能エネルギーの普及に貢献したいと考えていた。2020 年 6 月末現在、レノバの運転中、建設中および開発中のプロジェクトの設備容量の合計は約 1.8GW にのぼり、対象となる事業も太陽光（運転中、建設中および開発中のプロジェクト総数における発電所数の比率：52%）、洋上・陸上風力（同 16%）、バイオマス（同 24%）、地熱（同 8%）と日本全国に多岐にわたる。レノバは日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなることを目指しており、政策の支援、電力需要などを勘案し、国内のみならず海外にも再生可能エネルギー発電設備の開発を目指すものとしている。これらは、発電事業毎に割り当てられた専門的知見を有する担当者によって、環境面および社会面で想定されるリスクを精査し、適切に対応した後に進められている。

本フレームワークで掲げられた適格グリーンプロジェクトのうち、既存の発電事業に関しては適切に運営されており、各発電設備の定格容量に見合った発電がなされている。また、開発中の発電事業は、環境・社会面でのリスクに配慮し、関連法令を遵守した上で進められることが想定される。

従って、JCR は本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO<sub>2</sub> 排出削減による環境改善効果が高いものであると評価している。

#### ii. 資金使途は、グリーンボンド原則および環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

2018 年に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとし

て位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点や CO<sub>2</sub> を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は 2030 年・2050 年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

再生可能エネルギーは同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。レノバが本フレームワークにおいて資金使途としている再生可能エネルギー発電事業は、グリーンボンド原則およびグリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

## b. 環境に対する負の影響について

本フレームワークの対象となるプロジェクトに関し、想定される環境・社会面におけるネガティブな影響として、以下の要因が考えられる。

- ・プロジェクト対象地の森林伐採・大規模な造成等による自然環境の破壊
- ・事業周辺地域における関係当事者との合意形成の未達
- ・(建設中のプロジェクトの場合) プロジェクトの建設による騒音、振動
- ・発電設備の破損による環境への影響

レノバは資金使途の対象となるプロジェクトを含める再生可能エネルギー発電事業の開発・建設・運営に際して、想定しうる環境面および社会面へのネガティブな影響について、専門家の知見を活用し十分に精査することとしている。対象となるプロジェクトは、案件に応じたネガティブな影響を最小限にすべく回避策・対応策を講じた上で推進される。JCR はこれらのリスクに対する手当てについて適切であると評価している。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12 : つくる責任、つかう責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a.目標

##### <目標にかかる本フレームワーク>

当社はグリーンボンド発行を通じ、当社のミッションである「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」こと、当社の掲げるSDGsコミットメントを実現することを目指し、再生可能エネルギー事業を更に推進することを目的としております。

##### <本フレームワークに対するJCRの評価>

レノバは、グリーンボンドの発行を通じて、再生可能エネルギー発電施設の開発および建設を推進する。これは、レノバの「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」というミッションと整合的であるとJCRでは評価している。また、レノバは「2030年までに累積で1,000万tのCO<sub>2</sub>を削減する」というSDGsコミットメントを掲げており、資金使途の対象となる再生可能エネルギー発電設備の開発を通じて、コミットメントへ寄与するものとなる。これより、グリーンボンドの発行はレノバが実現したい目標と整合的である。

##### b.選定基準

レノバが策定したグリーンボンド・フレームワークにおける適格クライテリアは、「国内外の再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、地熱発電）および関連施設の開発、建設・設置、運営および維持管理に関する支出」である。本フレームワークにおける適格クライテリアは評価フェーズ1で詳述のとおりであり、JCRは、レノバの選定基準について環境改善効果のある適切なものであると評価している。

なお、上記クライテリアは財務・経営企画本部において作成が行われ、取締役会に報告が行われる予定である。

## c.プロセス

### <プロセスにかかる本フレームワーク>

当社の財務・経営企画本部が各事業部と連携し適格プロジェクトを選定し、選定された適格プロジェクトの最終決定は執行役員 CFO が行います。また、事業実施にあたっては、関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した誠実な行動を取るために遵守すべき事項を定めたコンプライアンス憲章に従います。

また、グリーンボンドの発行については当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会による包括決議を受け執行役員 CFO が決定します。

### <本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンボンドの資金使途の対象となる事業は、専門部署と連携した上で、財務・経営企画本部が選定し、最終的な決定は執行役員 CFO にて決定される。JCR は当該選定プロセスにつき、専門部署および経営陣が関与しており、適切であると評価している。

レノバはグリーンボンドに関する目標、選定基準およびプロセスについて、グリーンボンドの発行時にプレスリリース、発行登録書および発行登録追補書類等による開示を予定しており、JCR は投資家に対する透明性は確保されていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが想定されるが、本フレームワークによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### <資金管理にかかる本フレームワーク>

当社ではグリーンボンドの発行による手取り金について、全額が充当されるまで、半期毎に内部管理システムを用いて、当社財務・経営企画本部が調達資金の充当状況を管理します。グリーンボンドの発行代わり金の大半は発行から3年以内に支出予定であり、発行代わり金の全額が適格プロジェクトへ充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。

#### <本フレームワークに対する JCR の評価>

調達資金はレノバの財務・経営企画本部によって専用の帳票を用いて追跡管理される。入出金は財務・経営企画本部が帳票に記帳後、執行役員 CFO の承認のもと行われ、定期的に経営会議で報告することが予定されている。また、入出金の実務は経理部によって行われる。

追跡管理の状況は定期的に財務部により確認されることが予定されている。また、当該追跡管理は、監査法人による会計監査の過程で確認がなされる予定である。

調達資金は、3年以内に充当されるため、グリーンボンドの発行から一定の間は未充当資金が発生することが想定される。レノバは、未充当資金を現金または特定の口座における現金同等物で管理すると定めている。グリーンボンドの対象となりうる事業については、自社で保有し運営することを原則としているが、万が一対象資産が資金充当後、滅失・毀損等により資金使途の対象ではなくなった場合には、レノバのウェブサイト当該事象について開示したうえで、代替となる適格プロジェクトに再充当する予定である。

JCR はレノバの資金管理について、調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当される仕組みとなっていること、資金の充当状況について追跡管理が適切に実施される予定であること、資金管理にかかる内部統制態勢が適切に構築されていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切であると評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンボンドの実施前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### <レポーティング体制にかかる本フレームワーク>

当社は、適格事業への資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年次で、当社ウェブサイトにて報告します。なお、最初のレポーティングについては、グリーンボンド発行から1年以内に実施予定です。

##### (1) 資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合する事業に調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況及び事業の進捗状況を年次で、大幅な変更がある場合は適時に、ウェブサイト上に公表します。

開示内容は、カテゴリ毎の資金充当額、調達資金の未充当資金額及び調達資金毎の充当額全額のうち既存の支出として充当された金額です。

##### (2) インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの償還までの間、環境改善効果を示す以下の定量的な指標を実務上可能な範囲で当社ウェブサイトにてレポーティングします。なお、当該事業が稼働開始するまでは指標の推定値を開示予定です。

- ・年間 GHG 削減量 (CO<sub>2</sub>換算トン)
- ・年間発電量 (MWh)

加えて、グリーンボンドが償還されるまでの間、株式会社日本格付研究所より資金の充当状況及び環境改善効果としての開示内容等のレポーティングの状況を主とした「JCR グリーンボンド評価」のレビューを受ける予定です。

##### <本フレームワークに対する JCR の評価>

#### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

レノバは、グリーンボンドによる調達資金の充当状況について年次で開示する予定である。また、グリーンボンドにより調達した資金の用途に変更が生じ、未充当資金が発生した場合も同様にその内容を開示する予定である。JCR では、資金の充当状況にかかるレポーティングとして予定している事項は適切であると評価している。

#### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

レノバは、グリーンボンドの対象資産によるインパクト指標としてフレームワークで定めた年間 GHG 削減量、年間発電量を、ウェブサイト上で年に1回更新する予定である。資金使途の対象が開発中および建設中の事業である場合、グリーンボンドの発行当初に年間発電量および GHG 削減量の推定値を開示予定であるが、案件の進捗度合いによっては発電量予測を行っていない可能性がある。そのような場合には、事業の進行に合わせ、技術検討が進み発電量予測の算定が終了次第、速やかにインパクト指標を開示していくこととしている。

JCR では、レノバの予定している環境改善効果にかかるレポーティングについて、環境改善効果の算定に必要な指標が十分開示されており、適切であると評価している。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

レノバは、「自然と、あなたと、ともに未来へ」をコーポレートスローガンとして、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設および運営を行っている。コーポレートスローガンには、再生可能エネルギー発電施設の開発、建設の過程で人々が暮らす環境に十分配慮することにより、自然から受ける恩恵を引き出し、さらにそれを次の世代へつなげていき、再生可能エネルギーとともに豊かな暮らしを送ることを目指すと謳われている。

経営理念として「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」、ビジョンとして「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディングとなること」を挙げており、気候変動や CO<sub>2</sub> 排出、環境保全への問題へ積極的に取り組むことで、企業価値の向上も実現していく姿勢を示している。



レノバは SDGs コミットメントとして、2030 年までに 1,000 万 t の CO<sub>2</sub> の削減を掲げており、2020 年 5 月末現在で、330MW（設備容量ベース）以上の再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電およびバイオマス発電）を全国で運営している。建設中の案件として、太陽光発電、バイオマス発電を含め合計 361MW の事業を有しており、コミットメントの達成に向けて着実に実績を重ねている。レノバでは、創業事業である環境コンサルタントより、一貫して環境事業に取り組んできたという経緯もあり、豊富な知見を活かし、可能な限り幅広い再生可能エネルギーの開発に携わっていきたいという思いが強く共有されている。建設中または開発中の事業の中には、太陽光発電事業、バイオマス発電事業の他、洋上・陸上風力発電事業、地熱発電事業も含まれており、海外も含めた幅広い地域での多様な電源構成によって、国内外における再生可能エネルギーの比率の上昇に貢献することとなる。また、この他に、再生可能エネルギー発電事業の運営を通じて発生する雇用や事業機会の創出による地方創生

への貢献、自社の発電設備を使って学生に対して再生可能エネルギーにかかる教育の機会の提供などを行い、SDGsの目標達成に資する取組を推進している。

再生可能エネルギーに関しては、開発、建設、運営の各段階において、専門知識を有する部署があり、法令や制度の状況の把握から、環境への配慮に関する最新の技術の導入、適切な運営体制が構築され、全方位的に環境面・社会面に配慮できるよう体制が整えられている。ESG全般に関しては、広報・IRチームが専門部署として、ステークホルダーとの対話を行い、レノバの事業運営に生かしている。

以上から、JCRではレノバの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

## ■評価結果

本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCRグリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体：株式会社レノバ（証券コード：9519）

### 【新規】

対象	評価
グリーンボンド・フレームワーク	JCRグリーンボンド・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

## 本件グリーンボンド・フレームワーク評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、グリーンボンド・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンボンド・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンボンド・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンボンド・フレームワーク評価**：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル